

はなく、万一故障が起きた場合の危害の重大性及びその相対的確率に主眼を置くことが望ましい。  
注記：これは、同じ重大性を持つ複数のハザードを見分けるのに役立ち、それによって実際の危害の確率  
がより高いハザードにもっと注力できるようになる。

#### 4.4.4 重大性

ソフトウェアが原因となるリスクの重大性の推定は、使用すべきソフトウェア開発プロセスに影響を及ぼす。IEC 62304 では、プロセスの厳密さはソフトウェアが原因となる危害の重要性に依存する、とされている。

ISO 14971 では、リスク評価の目的で重大性のレベルをどのように定義するかを製造業者に委ねているが、IEC 62304 のソフトウェア安全性分類と関連付けて重大性のレベルを定義しておくのがよい。さもなくないと、重大性の分類を二回（リスクマネジメントプロセス全体）及び IEC 62304 に従つてソフトウェアの安全性クラスを決定するとき）実施する必要があるかもしない。

#### 5 リスク評価

##### 5.1 リスク評価

##### 5.2 リスク評価

##### 5.3 リスク評価

##### 5.4 リスク評価

##### 5.5 リスク評価

##### 5.6 リスク評価

##### 5.7 リスク評価

##### 5.8 リスク評価

##### 5.9 リスク評価

##### 5.10 リスク評価

##### 5.11 リスク評価

##### 5.12 リスク評価

##### 5.13 リスク評価

##### 5.14 リスク評価

##### 5.15 リスク評価

##### 5.16 リスク評価

##### 5.17 リスク評価

##### 5.18 リスク評価

##### 5.19 リスク評価

##### 5.20 リスク評価

##### 5.21 リスク評価

##### 5.22 リスク評価

##### 5.23 リスク評価

##### 5.24 リスク評価

#### 6 リスクコントロール

##### 6.1 リスク軽減

ISO 14971:2007 から抜粋
6 リスクコントロール
6.1 リスク軽減

リスク軽減が必要な場合、6.2 から 6.7 までに記載するリスクコントロール活動を実施する。

ISO 14971:2007 から抜粋
6.2 リスクコントロールオプション分析
6.3 リスクコントロールオプション分析

製造業者は、リスクを許容可能な水準まで軽減するのを目的にリスクコントロール手段を特定する。

ISO 14971:2007 から抜粋
6.4 リスクコントロールオプション分析
6.5 リスクコントロールオプション分析

製造業者は、次のリスクコントロールオプション——以上を、次に掲げる優先順位で使用する。

a) 本質安全設計
b) 医療機器自体又は製造工程の改修手順
c) 安全性情報
d) オプションリリース

注記 1：オプションリリースの実施について、製造業者はリスクが許容できるか否かを判断する前に、合理的な実施可能なリスクコントロール手段が評価され適切なリスクの軽減を提供するオプションが選択されているプロセスに従うことができる。

注記 2：リスクコントロール手段は、危害の発生確率を下げること、危害の発生確率を下げるここと、文はその両方が可能である。

注記 3：多くの規格が、医療機器の本質安全設計、保護手段及び安全性情報について定めている。また、他の多くの医療機器規格が、リスクマネジメントアプローチを含めた適合性（例：電磁両立性、エーザビリティ、生体適合性）に関する規格が、リスクコントロールオプション分析の一部として適用することが望ましい。
注記 4：危害の発生確率を推定できないリスクについては、D.3.2.3 を参照。

注記 5：附属書 J で掲載する安全性能線に觸する指針
選択したリスクコントロール手段は、リスクマネジメントファイルに記録する。
リスクコントロールオプション分析中に、要求されるリスク軽減の実施が不可能と製造業者が判断した場合、製造業者は残留リスクのリスクノートへの適用分析を行う（6.6 へ進む）。

### 6.2.1.1 一般

複雑なシステムでは、ハザード状態につながりえるイベントシーケンスが多数あることが考えられる。そのため、安全のための情報への依存度が高くなりやすい。その情報は簡単な画面上の警告から複雑なユーザマニュアルや限定期修コースまで様々である。このような資料のボリュームと複雑さは、優れたユーザインターフェースの設計に注意を払うことで、減らすことができる（IEC 62366 [5] を参照のこと）。

### 6.2.1.4 安全性情報

複雑なシステムでは、ハザード状態につながりえるイベントシーケンスが多数あることが考えられる。そのため、安全のための情報への依存度が高くなりやすい。その情報は簡単な画面上の警告から複雑なユーザマニュアルや限定期修コースまで様々である。このような資料のボリュームと複雑さは、優れたユーザインターフェースの設計に注意を払うことで、減らすことができる（IEC 62366 [5] を参照のこと）。

### 6.2.1.5 どのようなイベントにリスクコントロール手段が必要か

以下の3つの細分箇条では、三種類のリスクコントロール手段をどのようにソフトウェアに実装するかについて、概要を示す。さらに、どのイベントにリスクコントロール手段が必要かについても論じている（6.2.1.5を参照のこと）。

### 6.2.1.2 本質安全設計

本質安全設計は通常、医療機器の不安全な機能を取り除くことによって、その機能がより安全な方法（すなわちハザード状態を回避する又は最小にする方法）で実装されるように設計を変更することによって達成される。これは、多くの場合、設計を簡素化し、実装しやすくかつ使用者にとっては操作しやすくなる、という効果がある。

このことは、ソフトウェアに実装される機能について特徴的である。ソフトウェアシステムには顧客の要望を可能な限り無差別にすべて盛り込みたい、という感覚がある。しかし、これはソフトウェアコンポーネント同士が互いに影響しあう可能性を大幅に増やし結果となり、予期しないハザード状態を生じさせる。医療機器及びそのソフトウェアの開発の初期の開発段階でリスクマネジメントを適用することにより、これが回避しながら顧客の大部分を満足させることが可能になる。

ほとんどの場合、ソフトウェアに適用する本質安全設計には、以下が含まれる。

- 不必要な機能を削除する
  - ハザード状態につながるイベントシーケンスを回避するためにソフトウェアーキテクチャを変更する
  - 使用時のヒューマンエンジニアリングの可能性を低減するためにユーザーインターフェースを簡素化する
  - ソフトウェア異常を回避するためにソフトウェア設計ルールを明示する
- この例として以下がある。
- 動的メモリ割り当てに觸れるソフトウェア異常を回避するため、静的メモリ割り当てのみ使用する
  - プログラミングエラーにつながりやすい構造を回避するため、プログラミング言語の限定的なバージョンを使用する

### 6.2.1.3 保護手段

ソフトウェアを使用する医療機器のための保護手段は、ハードウェア又はソフトウェアのどちらに実装してもよい。保護手段の設計は、その保護手段がそれを適用する機能から独立していることを示すべきである。ソフトウェア保護手段をハードウェアに適用する場合、又はその逆の場合には、これは比較的容易である。

ソフトウェアに実装してソフトウェアに適用する保護手段を選択する際には、ひとつ的原因から複数の故障が生じる可能性を回避することが重要となる。保護手段によってハザード状態を検出及び／又は予防する場合、製造者は、その保護手段と主要性能を実現するソフトウェア機能とははつきりと分離する必要がある。

例えば、患者に治療を提供するソフトウェアをひとつのプロセッサで走らせる、といった方法がある。現するソフトウェアは別のプロセッサで走らせる、といった方法がある。

- 全体としてのソフトウェアシステムへの入力
- 全体としてのソフトウェア保護手段からの出力

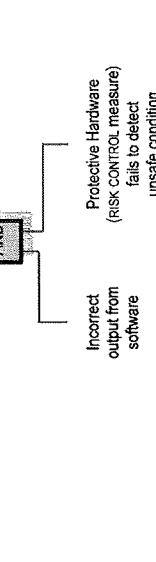
ハザード状態を引き起こす可能性のあるイベントシーケンスは数多くある。そうしたシーケンスの個々のイベントすべてに対してリスクコントロール手段を適用するのは不可能かもしえないし、適用する必要もないかもしえない。選択した一部のイベントにリスクコントロール手段を適用し、危害の全体的な確率を許容レベルまで降低すれば十分である。

### 6.2.1.6 イベントにリスクコントロール手段が必要か

ハザード状態を引き起こす可能性のあるイベントシーケンスは数多くある。そうしたシーケンスの個々のイベントすべてに対してリスクコントロール手段を適用するのは不可能かもしえないし、適用する必要もないかもしえない。選択した一部のイベントにリスクコントロール手段を適用し、危害の全体的な確率を許容レベルまで降低すれば十分である。

### 6.2.1.7 どのようなイベントにリスクコントロール手段が必要か

どのイベントを検出し、防止、又は発生確率を低くするかを決定する際には、当然のことながら、ハザード状態につながる可能性のある一連のイベントを詳細に列挙するとい。コストリースクコントロール手段の場合は、イベントシーケンスは提示しないが、シーケンスの特定には使用できるコストリースクコントロール手段の正しい動作は、ANDゲートにFALSE入力として現われ、ANDゲートへの他の入力に觸わりなく、危害の防止につながる。図2にFTAの一部を示す。このFTAでは、誤ったソフトウェア出力（それ自体があるイベントシーケンスの出力）が、不安全な状況を検出してその出力の有害な影響を防止する（動作を停止させておるなどして）ようて設計されたリスクコントロール手段につながる。患者に傷害を及ぼすのが防止されている。誤ったソフトウェア出力が発生しても、患者に傷害が及ぶのはリスクコントロール手段がうまく機能しなかったときのみとなる。ただし、誤ったソフトウェア出力を発生するためには、患者への傷害につながらないことを確実にるために、それにつながるイベントシーケンスを詳細に探索する必要はない。



IEC 62366-9

図2 - 誤ったソフトウェア出力が危害を発生させるのを防止するリスクコントロール手段を示したFTA

リスクコントロール手段を適用するポイントの例として、以下がある。

### - ソフトウェアモジュール間の内部インターフェース

ソフトウェアへの入力の範囲を制限するリスクコントロール手段を適用することにより、不安全な出力を防止できる。また、ソフトウェアの異常にによる危害につながる入力の発生確率を低減することができる。これは、ソフトウェアが試験されていない、予期しない動作をする確率を低減するからである(4.4.3参照)。

ソフトウェアへの範囲の制限は、ソフトウェア又はハードウェアのリスクコントロール手段を使用することによって行える。以下に例を挙げる。

- ハードウェアのリスクコントロール手段で入力をチェックし、不安全な、又は矛盾した値を拒否できる。
- ハードウェアのリスクコントロール手段では、権限のない人間がデータを入力できないように部屋をロックすることなどが考えられる。

リスクコントロール手段はそのソフトウェアの出力に配置すると、ソフトウェアの出力が安全範囲内である内部的に矛盾がないかチェックし、そうではない場合には拒否を停止することができる。これを実現する手段の例としては、以下のがある。

- 出力値をチェックしてそれが安全範囲から逸脱するのを防ぐ、ソフトウェアのリスクコントロール手段
- 患者に印加されるエネルギーを制限する、ハードウェアのリスクコントロール手段
- 警告ラベルと固定配線による停止スイッチの組み合わせからなるリスクコントロール手段。このリスクコントロール手段は、コンボーネントの操作者がハード状態を検出できることが前提となる。

医療機器又はそのソフトウェアの出力に配置されたリスクコントロール手段に加えて、ソフトウェアコンボーネントの入力及び出力を監視できる。これにより、ソフトウェアのより小さい部分の入力及び出力をチェックし、危害を防止することが可能になる。

ひとつのパラメータについて、医療機器が安全に動作する範囲をひとつだけ指定するのは不可能な場合もある。しかし、「安全動作限界」、すなわち医療機器が安全に動作する限界を形成する複数のパラメータの組合せを指定することは可能である。ソフトウェア又はソフトウェアのリスクコントロール手段では、ソフトウェアを実行できる。例えば、ソフトウェアは接着部の測定温度と曝露時間を組み合わせて患者の水廻りの可能性を検出することができると考えられる。

臨床家はソフトウェアの入力及び出力の安全範囲を知っているが、医療機器の設計ではその安全範囲が予想できないケースもある。そのようなケースでは、その医療機器を臨床家の指定どおりに動作させることを目的として、リスクコントロール手段を使用することができます。ソフトウェアの入力と出力との間の矛盾の検出には、ハードウェア又はソフトウェアのリスクコントロール手段を使用する。

例えば、臨床家が医療機器を処方するが、処方は患者によって大きく異なる場合がある。この場合、入力値又は出力値を分析するだけではハザード状態は検出できない。それでも、ソフトウェアのリスクコントロール手段を適用することによって、医療機器の出力が入力(意図する処方)に正確に一致するようになる。

### 6.2.2 リスクコントロール手段

#### 6.2.2.1 概要

ソフトウェアの安全性能を確保するには、製品開発ライフサイクルを通して様々な活動が必要になる。故障分析の正式手法などでの信頼性技術には、完全なリスクマネジメント手法は含まれていない。また、信頼性と安全性は関連していることが多いものの、全く原生ではないことを理解しておくことも重要である。信頼性に重点を置いたライフサイクルプロセスでは、安全性を十分に達成できない場合がある。

一部の特定のリスクコントロール手段について詳述する。リスクの特定の原因にどのように対処すべきかの手引きを 6.2.2.2、6.2.2.3、6.2.2.4、6.2.2.5、及び 6.2.2.6 に記載する。

ソースコードを修正する保証手段のためのソフトウェアメカニズムだけでなく、本質安全設計によってリスクをコントロールするのに使用されるソフトウェアの機能も記述することが望ましい。

### IEC 62304:2006の細分箇条4.3を参照すること。

ソフトウェア安全クラスの割り当ては、より重大なソフトウェアアイテムの検証及びコンフィギュレーション管理活動で、厳格度をより上げ無点をさらにして役立つ。これを行った場合は、悪影響を注意深く検討するのが望ましく、重大性の低いソフトウェアアイテムでも、それがより重大性の高いソフトウェアアイテムに影響を及ぼすおそれがある場合は、それと同じ格付けにするのがよい。また、IEC 62304 ではひとつつの活動又は作業内で異なる複数の手法の使用を許可していることにも留意するべきである(IEC 62304:2006 の附録A第5.1.4 項では、その手法を定義するための手順を示す)。製造者は、ソフトウェアの安全分類でクラスCに分類されたソフトウェアアイテムを識別するための伴組みを作成してもよい。例えば、高密度に複雑なソフトウェアアイテムにはより正式な検証方法(すなわちコードレビューではなくコードインスペクション)を使用することなどが考えられる。

なお、ソフトウェアアイテムをまず安全性に関するアイテムとして分類し、その後一定のリスクコントロール手段や設計選択によってその重大性を低くして処理することもできる。リスクマネジメントを正しく実施すれば、分離と本質安全設計により安全性に関するソフトウェアを最小限のサブセットに減らすことができる。

ソフトウェアの安全性能を確保するには、製品開発ライフサイクルを通して様々な活動が必要になる。故障分析の正式手法などの信頼性技術には、完全なリスクマネジメント手法は含まれていない。また、信頼性と安全性は関連していることが多いものの、全く原生ではないことを理解しておくことも重要である。信頼性に重点を置いたライフサイクルプロセスでは、安全性を十分に達成できない場合がある。

一部の特定のリスクコントロール手段について詳述する。リスクの特定の原因にどのように対処すべきかの手引きを 6.2.2.2、6.2.2.3、6.2.2.4、6.2.2.5、及び 6.2.2.6 に記載する。

#### 6.2.2.2 リスクコントロール手段及びソフトウェアーキテクチャ設計

##### 6.2.2.2.1 概要

ソフトウェアの安全性能を確保するには、製品開発ライフサイクルを通して様々な活動が必要になる。故障分析の正式手法などの信頼性技術には、完全なリスクマネジメント手法は含まれていない。また、信頼性と安全性は関連していることが多いものの、全く原生ではないことを理解しておくことも重要である。信頼性に重点を置いたライフサイクルプロセスでは、安全性を十分に達成できない場合がある。

一部の特定のリスクコントロール手段について詳述する。リスクの特定の原因にどのように対処すべきかの手引きを 6.2.2.2、6.2.2.3、6.2.2.4、6.2.2.5、及び 6.2.2.6 に記載する。

ソフトウェアの機能による本質安全設計によって回避できるかもしない(同様に、ハードウェア機能も記述する)。ソフトウェアの観点からは、AC電源の代わりにバッテリーを使用するなどの手段によって回避できるかもしない。

6.2.2.2.2 アーキテクチャの機能による本質安全設計

ソフトウェアの機能によってリスクをコントロールするのに使用されるソフトウェアの機能も記述する。具体的には、上位レベルでの設計によって、ハザードを完全に回避できる場合もある。例えば、ハードウェアの観点からは、AC電源の代わりにバッテリーを使用することによって感電リスクを排除できる。同様に、ハザードを招くおそれのあるプログラミングエラーのクラス全体を、上位レベルでの設計によって排除可能な場合もある。例えばモリックは、静的データ構造だけを使用することによって回避できる。

ソフトウェアを使用したシステムで特に問題になるのは、ソフトウェアが共有できる物理的インフラにはソースコードを修正する決定によって、ハザードを完全に回避できる場合もある。この認識は誤りである。

システムには要求されたときには必要なタスクすべてを実行できるだけの十分なリソースが確保されるべきである、というのがシステム設計の原則である。この原則を、ハードウェアだけでなくソフトウェアにも適用するのが望ましい。あるソフトウェアアイテムが安全性に関する場合には、リスクアセスメントで以下の問題に取り組まなければならない。

- 安全性に関係するそのソフトウェアアイテムは必要時にプロセッサへのアクセスを確保できるか?

- 安全性に関係するそのソフトウェアアイテムは、不安全状態が事故に発展する前にタスクを完了するのに十分なプロセッサ時間を確保できるか？
- 他のソフトウェアアイテムがその安全に関するソフトウェアアイテムを破損させたり、その動作を妨げないことを実証できるか？

これらの問題は、安全性に関するソフトウェアがひとつつのプロセッサを安全に閲覧しないソフトウェアと共に共有すればならない場合に、特に重要である。なぜならば、安全性に閲覧する機能と安全性に関する機能との間でリースの獲得競争が発生するからである（分離については6.2.2.4を参照）。

上記の問題のすべてが設計者に見えるようにする開発手法を選択するのが望ましい。例えば、すべてがうまくオペレーティングシステムに余裕があるときであれば動作するようなプロセスとして、安全性に関係するソフトウェアアイテムが選択するのではなく、開発手法は「アーキテクチャ」、優先順位、及びタイミングを周到に設計できるようなものであるべきである。

医療機器では、患者又は使用者の安全を確保するための機能が数多く要求される。そのような機能には、中断や遅延の許されない臨床機能、及び保護的リスクコントロール手段を実現する機能がある。

オールトレラント設計は、医療機器の信頼性を高めるアーキテクチャとして非常に一般的である（ソフトウェアエンジニアリング実施担当者のための参考資料としているのは、Pullum[7] やBanatre[8]などがある）。オールトレラント設計の狙いは、コンボーネント構成がある状況（ソフトウェア異常を含む）においても、安全関連機能が確実に動作し続けるようになることである。

通常、オールトレラント設計は冗長性を利用する。これはひとつコンボーネントが正しく機能しないときに動作を継続させるために不可欠なコンボーネントを単純に複製することや、あるいは故障を検出して動作を別の動作モード（おそらくは機能を制限したモード）に切り替えるコンボーネントを追加することが考えられる。

ソフトウェア故障が発生しても重要な機能が継続できるように、フルートランスを利用することができる。この場合、同じソフトウェアのコピーを複数使用する単純な冗長性では十分ではない。はせならば、そのソフトウェアのコピーのそれぞれに同じ冗長性が存在するからである。

そのような場合に柔軟性が必要となる。例えば、ソフトウェアエラーを検出して回復プログラムを実行するためには追加のソフトウェアを使用することが考えられる。その追加のソフトウェアはそれが監視するソフトウェアのいずれの機能も共有しないようにし、そうすることによってひとつのソフトウェア冗長が両方のソフトウェアの故障につながらないようにするべきである。

より重大なケースでは、同じ機能をふたつ以上ソフトウェアアイテムで実行するが、これが「多様性プロセッシング」である。たゞ、複数の異なる開発エンジニアが同じ間違いを犯す傾向があり、それが多様性を無効にしてしまうおそれがあることに留意する必要がある。また、共通仕様に要求事項が含まれている可能性もある。さらに、誤作動するソフトウェアが影響しないようするために、ホールドイングのようなくとも3の異なるソフトウェアアイテムが必要がある。ひとつのホールドイング手法を実現するには、少なくとも3の異なるソフトウェアアイテムが必要であろう。

オールトレラントを提供するために冗長性を使用する際は、多様性の有無に問わらず、故障が存在していることを使用者に知らせることが重要である。さもなくとも、フルートランスを実行しているように見えてしまうことは、安全性が低下した状態で動作しているにもかかわらず、安全に動作しているように見えてしまう。

#### 6.2.2.2.4 ソフトウェア原因によるリスクを軽減するための分離

ソフトウェア冗長が同じハードウェア上で実行されている無関係なソフトウェアのエラーを引き起こす可能性もある。製造業者は、安全性に関係するソフトウェアアイテムが安全性にに関わらないソフトウェアアイテムから分離し、安全性に関わらないソフトウェアアイテムが安全性にに関わるソフトウェアアイテムの動作に干渉できないようになる方法を選択るべきであり（IEC 62304:2006の脚注箇条3.5参照）、また、その分離が効果的であることを実証すべきである。これには、ソフトウェアアイテム間の意図しない競合を回避するためにソフトウェアアイテムがリースを適切に使用することの実証も含まれる。

ソフトウェアアイテム間の効果的な分離は、ソフトウェアアイテムが予期しない相互干渉にさらされるような以下の状況に処しなければならない。

複数のソフトウェアアイテムが共有ハードウェア（例えばプロセッサ、記憶装置、及びその他の人力／出力装置）上の時間を使り合うときに、ソフトウェアアイテム間に意図しない相互干渉が発生することがある。これにより、ひとつつのソフトウェアアイテムが意図した時間に実行されなくてはならない他のソフトウェアアイテムとの競合である。十分なハードウェアを提供することはアーキテクチャ上の機能であり、そのための競合はすべてのソフトウェアアイテムを要求されたときまで実行できるための適切な仕様と計画の対象とすべきである。

同じメモリ内に複数のソフトウェアアイテムが共存することができる。この場合、ひとつつのソフトウェアアイテムが予期せずに他のソフトウェアアイテムに属するデータを書き換えてしまっては、機器端末では、ひとつつのソフトウェアアイテムが別のコードイングシステムのコード及びオーバーライドウェアの補助でメモリ使用量を分離する手段を提供している。そのような手段がある場合は、必ず使用するべきである。そうした手段のほとんどは、ソフトウェアアイテムのひとつに欠陥があったとしても、意図しない相互干渉を防いでくれる。

複数のソフトウェアアイテムが広域変数、環境変数、及びオペレーティングシステムのパラメータを含む変数を共有している場合に、意図しない相互干渉が発生することがある。これにより、ソフトウェアアイテムのひとつに欠陥がある場合に、ソフトウェアアイテムが他のソフトウェアアイテムには、ハードウェアの補助でメモリ使用量を分離する手段を提供している。そのような手段がある場合は、必ず使用するべきである。そうした手段のひとつは、ソフトウェアアイテムのひとつに欠陥があったとしても、意図しない相互干渉を防いでくれる。

ラボ環境でのシステム試験で所与のテストケースに対して十分な物理的リソースと時間リソースがあることが示されても、現場での運用においては、箇別冗長（同じボックス上で別のプロセスが実行されている）により、危害を生じるようなソフトウェア故障が発生する。

一方、ラボにおけるテストケースで、性能が低くソフトウェアのスピードアップを性急に図るために不当な手段が取られているということが示された場合、その手段が設計を台無しにし目に見えない悪影響による他の新たなリスクを生む可能性がある。

分離を効果的なものにするには、通常動作で次のことを実証することが望ましい。

- データフローの破損が防止されている：安全性に問わらないソフトウェアアイテムは、安全性に隠述するデータフローを変更できない。
- コントロールフローの破損が防止されている。

- 安全性に関係する機能は、安全性に影響されることなく、常に適時に実行可能である。
- 安全性に關わらないソフトウェアアイテムは、安全性に関係するソフトウェアアイテムの動作に影響されることなく、い。

- c) 実行環境の破損が防止されている：安全性に関係するソフトウェアアイテム及び安全性に関わらないソフトウェアアイテムの両方が使用するソフトウェアシステムの部分（例：プロセッサレジスタ、デバイスレジスタ、メモリアクセス特権）の破損は起こりえない。

上記のいずれかを侵害するイベント（例：ハードウェア故障）が検出され、安全性の継続の確保に必要な措置がシステムによって実施されるようにすることが望ましい。

#### 6.2.2.3 保護手段の詳細

多くの場合、本質安全設計すべてのハザードを回避すること及びすべての潜在的の故障に対する対処するための次善のアプローチではない。それらのケースでは、保護手段が潜在的ハザードに対して作動し、結果を出力できなくなるハザード状態を検出することによって作動し、結果を警告するか、又は警報を発生させ使用者に介入を促す。例えば治療用X線システムは、施設のドアが開けられた場合にＸ線発生装置をシャットダウンするソフトウェアロジック又はハードウェアを使用したインターロックシステムを備えている場合がある。そのインターロック機能は、治療上の役割を一切担っていない。その準備の目的は、意図しない放射線被ばくの危害を軽減することにある。

時には（つまり、医療機器の機能性の喪失がハザードを招かない場合）、役割を犠牲にして安全性が達成される場合がある。例えばラボ用血液分析装置の場合、結果を出力できなくなるハザードは招かないが、誤った結果を出されればハザードにかかるべきがねない。この場合、防衛的プログラミングチェックで予期せぬ不具合が示されたときに、分析装置の動作は、システムではなくシャットダウンすることにより止むを得ない。フェイルセーフアーキテクチャでは、システム又はコンポーネントではなく他のハザード状態は、機能の喪失につながる可能性はあるが、操作者及び患者の安全は守られる。一方、フェイルオペレーションシス템では、システムは安全に動作を継続できるが性能は低下する（例：キヤバシティイが下がる、応答時間が遅くなるなど）。

#### 6.2.2.4 ハザード状態の迅速な防止と通知

リスクコントロール手段は、ハザード状態防止の確率を向上させるものが重要となる。危害の防止に加え、検出された状態を使用者に通知することも考慮に入れるべきである。これがなければ、リスクコントロール手段が正しく機能しなかった場合に、危害が発生するおそれがある。

また、ソフトウェアのリスクコントロール手段を実行する頻度も考慮に入れることが望ましい。ソフトウェアのリスクコントロール手段は、危害が発生する前に危害につながる状態を検出できるように、十分高い頻度で実行されるべきである。

#### 6.2.2.5 ソフトウェア異常に対するリスクコントロール手段

ソフトウェアには特有の難しさがある。つまり、ハザード状態につながるイベントシケンス内の一連のイベントが発見されていないソフトウェア異常に起因している可能性があり、その異常がどこで発生するか、それがどのような影響を及ぼすかを予見することが困難だ、という点である。リスクコントロール手段はソフトウェア異常に起因する危害の確率を低減できる。ソフトウェアアーキテクチャには、通常、リスクコントロール手段でそれまであるものである。これを慎重に行えば、ソフトウェア異常が危害を引き起こすのを防止する目的でそのソフトウェア異常の性質を厳密に予想する必要がなくなる。

このアプローチが実際的でないケース、例えば予防手段がソフトウェアに実装されている場合には、そのソフトウェアの保全性を確保するための手段を講じることが望ましい（6.2.2.6参照）。

#### 6.2.2.6 リスクコントロール手段としてのプロセス

ソフトウェア異常がハザード状態につながるイベントシケンスの一因となる可能性がある場合、リスクコントロール手段を講じることで危害の発生を防止することはできないかも知れない。この場合の最善のソリューションは、ソフトウェア異常が発生してもハザード状態につながらないように本質安全設計を行うことである。

これが不可能な場合、効果的なソフトウェア開発プロセスを使用することによって、ソフトウェア異常の発生確率を低減できる可能性がある。プロセスのリスクコントロール手段は、異なるタイプのリスクコントロール手段と組み合わせかつプロセスが詳細に定義されているのであれば有益である、というのが共通した認識である。

ソフトウェアが意図する機能を実際に実施できるという信頼性が非常に高いこと、またそのソフトウェアに欠陥がないことの信頼度が非常に高いことを立証できるのである。そのためソフトウェアを保全性の高いコンボネットと見なすことができる。この高レベルの信頼を達成するには、既存製品はソフトウェア開発プロセスが、信頼性が高く欠陥のないソフトウェアを作り出すことと実証しなければならない。そうすることにより、そのようなプロセスを使用していいのでソフトウェア異常の発生確率を削減されると断言できる。

ソフトウェア開発プロセスの厳格度を上げることによってソフトウェア異常の数を減らせる、というのは広く認められている。ただし、医療機器ソフトウェアを開発することは低減できるとはいえ、ソフトウェアが計画されたすべての試験に合格したからといってソフトウェア異常が残っているといふことはない。なぜならば、臨床使用では、計画された試験が実現しないからである。医療機器ソフトウェアは非常に複雑で繰り返し試験ができないため、厳格な試験もハザード状態の確率を低くする手法として見なすことができる。また、試験だけでは、ソフトウェアが保全性の高いコンボネットで評価するには不十分である。

ソフトウェア開発プロセスを定める上での出発点は、IEC 62304で定める活動と作業をソフトウェア開発プロセスに含めることだとされるだろう。厳格なソフトウェア開発プロセスを開発する際に考慮すべきその他の事項としては、次が挙げられる：

- スタッフの能力、一・技能、資格、経験、及び訓練（誰がソフトウェアを開発するのか？）
- 手法…仕様、設計、コーディング、及び試験方法の適切性（どのような開発プロセスか？）
- 優先度、形式性、及びレビューと検査の適用範囲（静的分析をどの程度実行するか？）
- ツール…コンパイラー、要求事項トレーサビリティ、コンフィギュレーション管理ツールなどのツールの質（ソフトウェア開発中にどのようなツールを使用するか？）

保全性の高いソフトウェアが開発できるかどうかの見込みは、堅実に実施できる反復可能なプロセスが存在するか否かに依存する。

ソフトウェア異常から生じるハザード状態のリスクを低減するために厳格な開発プロセスを実施する場合、ソフトウェア異常から生じる故障の頻度を示すデータを収集し分析することによってリスクコントロール手段の有効性を実証することが望ましい。プロセスが保全性の高いソフトウェアを作り出していくとの主張を裏付けるためには、非常にまれであることを示す証拠を提供するべきである。

#### 6.2.3 出所が不明なソフトウェア（SOUP）に関する考慮事項

システム設計中にSOUPの使用が決定されることがよくある。医療機器の潜在リスクが高いほど、SOUPの潜在的故障モードをより八念に分析し、リスクコントロール手段を特定する。通常、SOUPを修正してそのSOUPが改訂した場合にハザード又はハザード状態につながらないようにそのSOUPを監視又は分離するのに新しいリスクコントロール手段を組み込むことはできない。また、SOUPに起因するすべての潜在的必要ハザードを十分な内部設計情報で手することもできない。そのため、SOUPが故障したときにそれがハザードを引き起こさないようにそのSOUPを監視又は分離するのに必要なリスクコントロール手段を提供する。システム及びソフトウェアーキテクチャを設計するのが望ましい。

医療機器にSOUPが含まれる場合、医療機器の安全性が損なわれないように注意を払わなければならない。そのような状況では、「ラッパー」、つまりミドルウェアーキテクチャが必要となる場合がある。そのミドルウェアは以下のいずれかの機能を有するのがよい。

- SOUPの使用したくない機能の使用を防ぐ。
- SOUPと医療機器ソフトウェアとの間で正しい情報が転送されるように論理チェックを実施する。
- 医療機器が必要とする追加情報を提供する。

SOUPに関するその他の重要な問題として、市販のオペレーティングシステムや通信システムの使用がある。徹底したリスクアセスメントに基づき、安全性を損なうことなくソフトウェアプラットフォームの変更(例: 安定性、セキュリティ)を許可するアーキテクチャを構築することが望ましい。このようなりスクアセスメントには、ネットワークセキュリティパッチのインストールなど、医療機器の安全性の保全性を確保するために必要な頻度の分析を含めるのがよい。

### 6.3 リスクコントロール手段の実装

ISO 14971:2007 から抜粋

#### 6.3 リスクコントロール手段の実装

製造業者は 6.2 で述べたリスクコントロール手段を実装すること。各リスクコントロール手段の実装を検証する。検証結果をリスクマネジメントファイルに記録すること。

リスクコントロール手段の有効性を検証し、その結果をリスクマネジメントファイルに記録すること。

注記： 有効性の検証には、妥当性確認活動も含めることができる。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

リスクコントロール手段を特定したら、それを実装し、その有効性を検証する必要がある。

リスクコントロール手段が適切に実装されていてリスクをコントロールする上で有効であることを検証することは、ソフトウェアにとって不可欠である。分析と試験の両方が必要となる可能性が高い。主要検討事項には以下が含まれる。

- 安全性に関係するすべてのソフトウェアアイテムが特定され、そのソフトウェアのあらゆる関連ベージョン及び変形(例:異なるプラットフォーム、異なる言語、異なる医療機器モデル)において、安全性に関係するすべての機能性が特定され、実装され、実装され、評価されるようにするためのトレーサビリティ。

### ティ

- リスクコントロール手段を試験する際の、広範な異常状態及びストレス状態での試験を含む、厳格度及び適用範囲の拡大
- リスクコントロール手段及び安全性に関係する機能性に変更を加えた場合(その変更が安全性に影響を及ぼすことを意図しないとしても)、そのリスクコントロール手段及び安全性に関係する機能性に対する重点的な回帰評価
- 保全性の高いソフトウェアを作り出すのに十分に厳格と考えられるプロセスを使用する場合でも、その結果を検証しなければならない。

根本原因分析が行われ、安全性に関係する異常の重大性のレーティング(IEC 62304:2006参照)が追跡・評価されている場合には、検証活動及び妥当性確認活動中に収集した異常情報が収集につることが多い。安全性に影響を及ぼした異常を評価して、異常がリスク分析で特定されたかどうかを及び特定したリスクコントロール手段が十分だつたかどうかを判断することができる。ソフトウェア要件に関するデータは、ソフトウェア開発プロセスの有効性的の実証、又はリスクの降低を主張するために改修を必要とするソフトウェア開発プロセスの状況の特定に使用されることがある。

ソフトウェアのリスクコントロール手段の妥当性は、ハードウェアのリスクコントロール手段の妥当性ほど明らかではないかもしない。このため、ソフトウェアを扱うときには、リスクアセスメントの文書に從来要求されていたものとは違う書式が必要かどうかを検討することが望ましい。そのためには、方法のひとつが、「セーフティケース」を書くことである(附属書E参照)。

### 6.4 残留リスクの評価

ISO 14971:2007 から抜粋

#### 6.4 残留リスクの評価

リスクコントロール手順を実行した後、リスクマネジメント計画で定める基準を適用して残留リスクを評価すること。このため、リスクマネジメントファイルに記録する。

この基準を使用して、既存リスクが除去可能と判定された場合は、さらにリスクコントロール手段を適用する。(6.2 参照)。

除去可能と判定された残留リスクについて、製造業者は開示すべき残留リスク及びその開示のために附属文書に含める必要がある情報について決定する。

注記： 残留リスクの開示方法に関する指針は、附属書 F で提供している。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び附属文書の検査によって確認する。

ソフトウェアに起因する残留リスクは、システムレベルでの医療機器に関わる残留リスクに含めなければならぬ。ソフトウェア異常の確率を推定するには困難であることから、残留リスク評価では通常、許容できないリスクにつながるすべてのイベントシーケンスについて、その発生確率を低減する、又は危害の程度をリスクマネジメント計画(3.4.1 参照)で定義したレベルに抑えるためのリスクコントロール手段を講じるかどうかを決定する必要がある。

是正されていないソフトウェア異常が(旅証活動及び妥当性確認活動で)特定された場合は、それらを分析して安全性に関係するソフトウェア異常がどの程度が望ましい(IEC 62304:2006の細分節条5.8.3参照)。影響を及ぼすと判断された場合には、それらの異常から生じるリスクを評価し、それ

らが影響を与える可能性のあるすべてのハザード状態の残りリスクの評価に使用する必要がある。

## 6.5 リスク／効用分析

### 6.5.1 ISO 14971:2007 から抜粋

残留リスクがリスクメントロール手段を実施不可能な場合、製造業者は該当する使用による医学的利得が許容されるかどうかを判断するため、データや文書を収集しレビューを行うことができる。この測定が、医学的利得が残りリスクを上回るという結論を立証しなければ、そのリスクは許容できないままとなる。医学的利益が残りリスクを上回る場合は、6.6へ進む。

医学的利益よりも小さいと実証されたリスクについて、製造業者はその残りリスクの開示に安全性情報が必要か否かを判断する。

この評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

注記：D.6 も参照。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって判断する。

ソフトウェアに関する追加の手引きはない。

### 6.6 リスクコントロール手段から発生するリスク

#### 6.6.1 ISO 14971:2007 から抜粋

リスクコントロール手段の影響を、次の順序についてレビューする：

- a) 新しいハザードまたはハザード状態を招く；
- b) 明に特定したハザード状態の推定リスクが、そのリスクコントロール手段の採用で影響を受けたか否か。

新しい又は増加したリスクには、4.4 から 6.5 までに述べて対処する。

このレビューの結果は、リスクマネジメントファイルに記載する。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

ソフトウェアのリスクコントロール手段の導入によりその医療機器の他の部分にどのような影響が及ぶかを入念に調査できるようにするためには、厳格な変更管理（IEC 62304:2006の細分箇条8参照）を含め、厳格なソフトウェアエンジニアリングプロセスが不可欠となる（IEC 62304:2006の細分箇条7.4も併せて参照のこと）。

ISO 14971は、設計／開発プロセスについて規定していない。この影響のひとつとして、リスクコントロール手段が実装されている場合、ISO 14971では単にその手段が異なるハザードを招いていないことを保

証するためにその手段をレビューするることを求めているに過ぎない、といふことがある。この要求を、実装が完了した後にのみこの疑問を調査せよとの指示として解釈するべきではない。

ソフトウェアのリスクコントロール手段では、ソフトウェアが実装されるまでこのレビューを保留しないことが特に重要である。ソフトウェアのリスクコントロール手段が指定されたら、これを直ちにコントロリューション管轄下に置き、新しいハザード又はハザード状態を跟つて発生させてしまうなどの悪影響を見つけるためにレビューすることが望ましい。

ソフトウェア設計をさらに著しく複雑にするリスクコントロール手段の実装は、潜在的なソフトウェア異常をさらに増加させたり新しいハザード状態を招く可能性がある。リスクコントロール手段はできる限りシンプルにし、常に新しいリスクアセスメントの対象となることが望ましい。

このレビューは、(少なくとも)ソフトウェアの設計後及びソフトウェアシステムの試験後に繰り返すこととが望ましい。

## 6.7 リスクコントロールの完全性

ISO 14971:2007から抜粋

### 6.7 リスクコントロールの完全性

製造業者は、特定したすべてのハザード状態からなるリスクが確実に考慮されるようにする。

この活動の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

適合性は、リスクマネジメントファイルの内容によって確認する。

ソフトウェアがハザード状態の要因となるつては、リスクコントロールの完全性にIEC 62304:2006の細分箇条7.3.3を含めることを検討するべきである。

## 7 残留リスク全体の許容性の評価

ISO 14971:2007から抜粋

7. 残留リスク全体の許容性の評価

7. 残留リスク全体の許容性の評価

すべてのリスクコントロール手段を実装及び検証した後、製造業者はリスクマネジメント計画で定める基準を用いて医療機器が呈示できるか否かを判断する。

注記 1：残留リスク全体の評価に関する手引きについては、D.7を参照。

残留リスク全体がリスクマネジメント計画で定める基準を使用して許容可能と判定されない場合、製造業者は範囲する使用による医学的利害が残留リスク全体を上回るかどうかを判断するため、データや文献を収集しレビューを行なうことができる。この範囲が、医学的利害が残留リスク全体を上回るという結論を裏付ければ、その残留リスク全体は許容可能と判断することができる。

そうでなければ、その残留リスク全体は許容できないままとなる。

許容可能と判断した残留リスク全体について、製造業者はその残留リスク全体を開示するためにとの情報を附属文書に含める必要があるが、について添付する。

注記 2：残留リスクの開示方法に関する手引きは、附録Aにて提供している。

残留リスク全体の評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び附属文書の検査によって確認する。

残留リスク全体を評価するためには、すべてのリスクコントロール手段を実装することが必要である。これには、ソフトウェアをそれが適用される各システムコンフィギュレーションとの関連において評価することも含まれる。

システム試験活動はすべてのソフトウェア機能性とハードウェアのリスクコントロールに関する評価である。また、残留するソフトウェア異常はすべてリスクマネジメントファイルに記録し、それらが許容できないリスクの一因となることを確認するために、評価するべきである（IEC 62304:2006の細分箇条5.8.2及び5.8.3を参照）。この評価は、必要に応じて臨床／アリケーションの専門家による独立した学際的なレビューを受け入れられることが望ましい。また、附属文書に情報を含めることが必要になる場合もある。

## 8 リスクマネジメント報告書

ISO 14971:2007から抜粋

8 リスクマネジメント報告書  
医療機器を商品流通に向けてリースする前に、製造業者はリスクマネジメントプロセスのレビューを実行する。このレビューでは、少なくとも次の事項を保証すること:

- リスクマネジメント計画が適切に実施された；
- 残留リスク全体が評価できる；
- 関係する生産・生産後情報の取得のための適切な手法が実施されている。

このレビューの結果をリスクマネジメント報告書に記録し、リスクマネジメントファイルに含める。

レビューの責任者は、リスクマネジメント計画において妥当な障壁を検討するに割り当てることが望ましい（3.4.6参照）。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認される。

リスクマネジメントプロセスのレビューの一環としてIEC 62304:2006の箇条6及び細分箇条7.3.3を含めることを検討するべきである。

## 9 生産後情報

ISO 14971:2007から抜粋

9 生産／生産後情報  
製造業者は、生産段階及び生産後段階における医療機器又は類似機器に関する情報を収集及びレビューするためのシステムを確立、文書化し、保守する。

医療機器に附する情報を収集及びレビューのためのシステムを構築するときには、製造業者は特に次を考慮することが望ましい：

- a) 操作者、使用者、又は医療機器の設置、使用、及びメンテナンスの責任者が作成する情報を収集及び処理するマニフェスト；
- b) 新規格又は改訂規格

また、当該システムは、市場の類似医療機器に関する一般入手可能な情報も収集及びレビューすることを望ましい。

この情報を、考えられる安全性との関連について評価するのが望ましい。特に次のことについて評価する：

- これまで認識されたかたへード又はハザード状態が存在しないか
- ハザード状態から発生する確定リスクがもはや評価できなくなるか

## 上記のいずれかの状況が発生した場合：

- 1) 以前に実施したリスクマネジメント活動への影響を評価し、リスクマネジメントプロセスへの入力としてフィードバックする；
- 2) 当該医療機器のリスクマネジメントファイルをレビューする。残留リスク又はその部分内容が変わった可能性がある場合は、先に実装されているリスクコントロール手段への影響を評価する。

この評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

注記 1：生産後監視の側面には、国家の規制の対象となる部分もある。そのような場合、追加の手段が必要となることがある（例：予生産後評価）。

注記 2：ISO 13485:2003 の 8.2.6 参照。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び他の妥当な文書の検査によって確認する。

ソフトウェアのリスクマネジメントは、ソフトウェアメンテナナンスプロセス（IEC 62304:2006の箇条6参照）及びソフトウェア問題解決プロセス（IEC 62304:2006の箇条9参照）を含め、ソフトウェアライフサイクルの初めから終わりまで継続する。

IEC 62304:2006の箇条6は、医療機器ソフトウェアのリリース後にファームウェアメンテナンス計画を受領、文書化、評価、及び追跡するための手順書の使用を定めたソフトウェアメンテナンス計画を確立するよう製造業者に求めている。メンテナンス計画はまた、ソフトウェアリスクマネジメントプロセスの適用及び医療機器ソフトウェアのリリース後に生じた問題を分析し解決するためのソフトウェア問題解決プロセスの使用についても定めている。

ソフトウェア問題解決プロセス（IEC 62304:2006の箇条9参照）の使用によって、リスクマネジメント活動はソフトウェア問題の調査とともに問題の安全性との関連に統合される。臨床専門家、ソフトウェアエンジニア、システム設計者、ユーザリティ／人間工学の専門家を含む学際的なチームをこの調査及び問題の評価に関与させることが重要である（3.3参考）。

SOUPも、ソフトウェアメンテナンス計画及び生産後リスクマネジメント活動の重要な側面である。一部のSOUPは、その特性（マルチ防護ソフトウェアなど）から、頻繁に更新されるため、製造業者はそのことをソフトウェア保守計画で考慮に入れないなければならない。

SOUPの故障又は予期しない結果、及びSOUPの陳腐化（サポート終了）は、医療機器の残留リスク全体会計容できるか、どうかの判定に影響することがある。そのため、ソフトウェアシステムの開発及び保守にSOUPの監視及び評価活動を組み入れる必要がある。これらの活動でSOUPの更新、アップグレード、パック修正、パッチ適用、及び陳腐化に対応する。公に入手可能な異常リスト及びSOUPの現地性能を積極的に監視し評価することにより、製造業者は既知の異常がハザード状態を引き起こす可能性のあるイベントシーケンスにつながるかどうかを事前に判断することができる（IEC 62304:2006の細分箇条6.1f）、7.1.2c）、7.1.3、及び7.4.2を参照のこと）。

製造業者からリースされるSOUPパッチ又は更新には、医療機器の安全性及び有効性に必須ではない追加的機能が含まれていることがある。そのようなSOUP更新について、リースする医療ソフトウェアから削除可能な過剰コンボネットがないか分析し、ハザード状態を招くおそれのある予期せぬ変更を回避することが望ましい。

ソフトウェアアイテムの変更の場合と同様に、製造業者はSOUPの更新によって影響を受けるソフトウェアアイテムを知っておくこと及び回帰試験を実施することが望ましい（IEC 62304:2006の細分箇条7.4、8.2、及び9.7を参照のこと）。

## 附屬書 A (参考情報)

### 定義に関する審議

ISO 14971でキーワードとなる用語として「ハザード」と「危害」がある。このふたつの用語を理解することが、規格を理解する上で重要である。危害は身体的傷害若しくは人間の健康に対するもの、又は財産若しくは環境に対する損害を言う。ハザードは「危害の潜在的な原因」と定義され、ハザードには（多くの）原因がある。

ISO 14971:2007では、ハザードは、一連の事象（イベントシーケンス）又はその他の状況が「ハザード状態」に至るまでは、危害を生じさせない、と定義されている（図A.1参照）。このイベントシーケンスには、単独のイベントと複数イベントの組み合わせの両方が含まれる。ISO 14971:2007の附録D2では、ハザード、予見可能なイベントシーケンス、及びハザード状態の例について手引きを提供している。

### ハザード

### イベントシーケンス　　ハザード状態

### 危害

図A.1－イベントシーケンス、危害、及びハザードの関係図

ひとつつのハザード又はハザード状態の原因は、ハザード状態を生じさせることが合理的に予測可能なイベントの組み合いである。ひとつつのハザードには考えられる原因（イベントシーケンス）がひとつ、いくつか、あるいは数多くあります。

熱や電気エネルギー、懸垂物などは遙って、ソフトウェア自体はハザード（危害の潜在的な原因）ではない。例えばソフトウェアとの接触により負傷するおそれはない。しかし、ソフトウェアによって人がハザードにさらされる可能性はある。言い換れば、ソフトウェアがハザード状態の原因になる可能性がある。ソフトウェア故障は（いかなる性質のものであれ）ハザードからハザード状態への変化を助長することが多い。

ソフトウェアは、主にハザードを顕在化させてハザード状態を作り出すイベントシーケンスの一因となることで、ハザード状態に寄与する。

表A.1－ハザード、予見可能なイベントシーケンス、ハザード状態、及びそれにによって生じる可能性のある危害の関係

ハザード	ソフトウェアが関与する予見可能なイベントシーケンス	原因	ハザード状態	危害
電気エネルギー	眼球インシデントによるソフトウェアが眼球を制御するソフトウェア出力が障害される	(1) ソフトウェアのアルゴリズムに限界がある (2) ソフトウェアは正常が、異常がある	インシデントによって患者の目に過剰な電流が印加される	重度の火傷失明
臨床機能の喪失	生命維持を目的として設計されているソフトウェアが生命維持機能を提供できない	(1) 必要なときに機器が治療を提供できない (2) ソフトウェアが例外的な入力データを処理できない (3) ソフトウェアのタイムリーナ動作を支援するのに十分なリソースを備えていない	(1) 機器設定を操作できない もしくは機器が動作しない (2) 正しくセシオンが開始されない もしくは機器が動作しない (3) 機器が動作しない	患者の状態の悪化
臨床スタッフによる患者監視	ソフトウェアの入力及び出力が他の使用者の誤用または使用者の判断を誤らせる	(1) 人間ソフトウェアエラーによる誤用 (2) ソフトウェア出力が医療機器の反応能力を超えている (3) 使用者がソフトウェアの限界を理解していない	(1) 患者の治療ミス 死亡	患者の状態の悪化死亡

## 附属書 B (参考情報)

### ソフトウェア原因の例

表B.1に、ハザードに関わることの多いソフトウェアの機能分野をリストアップし、そのハザードの潜在的原因である状況の例を示す。また、リスクコントロール強化に役立つと思われる、ソフトウェア開発時に確認すべき事項の例も挙げている。この表に示されている情報の中には、すべての医療機器ソフトウェアに適用できるわけではないものも含まれる。特定の医療機器における例ではあるがどうかは、その医療機器の意図する使用、医療機器システムレベルでの設計、及びその他の要因によって左右される。この表は出発点としてのみ使用していただきたい。

この表はすべてを網羅しているものではなく、安全で効果的なソフトウェアを開発するための思考過程の手助けをするものである。

表B.1—ソフトウェア機能領域による原因の例

ソフトウェア機能領域		ハザード原因の例	確認事項
警報及び警告：			
優先度	優先度低い警報が優先度の高い警報の表示又は警報音を隠して、重大な警報が隠されない。	複数の警報状況にシステムがどう対応すべきかを仕様書に明記しているか？ 複数レベルの警報があるのか？ レベルの高い警報はレベルの低い警報の音声に優先して出力されるか？ 使用者が警報に気付いたことを知らせるまで待続させるべき警報はあるか？	
保護措置	警報の基準又は警報の種類ごとの保護措置が明確でない。 危険がクリアされた後に保護措置をどのように解除するかが規定されていない、又は明確でない。	保護措置がユーザビリティ問題を発生させないか、つまり、使用者が保護措置から安全に移行できるか？ セーフモード措置は使用者にはつきりと分かるか？	セーフモード措置は意図する使用に適したものか？ 臨床スタッフはそのセーフモードシナリオをレビューしたか？ セーフモード状態は使用者にはつきりと分かるか？
ユーザーアンターフェース／セーフモード／リカバリー	密集している又は貧弱なユーザインターフェースが「真の」警報状況を隠している 警報に対して取るべき措置が明確でない	臨床スタッフはユーザビリティの保護手段をレビューしたか？	検出したエラーはログに記録されているか？
ログ	永続的なエラーが未解決の故障を示している ログに記録された警報が誤った患者と対応付けられている	ログは十分に大きいか？ ログの記憶装置は信頼できるものか？ ログはどのように解除されるか？	使用者はログ削除のタイミングを承知し

表B.1- ソフトウェア機能領域による原因の例（続き）

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
<b>重要な電源サイクル状態</b>		
データの完全性	シャットダウン時に不確実性の書き込みが進行中である 電源OFF/ONで電源を再開するための直営モードが維持されない、 潜在的なソフトウェア異常により動作中に直営モードが誤って上書きされるか? リセット後もリセットの後にコンボネメントとの間に遅延があるか? 予期せぬリセットの後、直営モードが現な差し違った故障の前兆かもしれないリセットが繰り返されるが、検知されない、 リセットサイクル中に出入力周期が現な差用意しているか?	電源が落ちたときに進行中だったメモリ書き込みはどうなるか? ソフトウェアはもうすぐ電源が切れることを知らされるか? 電源投入時に不確実性記憶装置は検証されるか? 重要ハラメータは始角前にチックされるか? リセットが直営モードローラ手順として使用されてしまうか? 直営時間は安全性の問題か? 機器が利用できない 電源投入時に不確実性故障一対応方が現れない、 重要設定が工場出荷時の設定に戻ることに直営機能で直営機能又はその他の重要なユーチャーイングランクエス機能が利用できない 低電圧モードから他のソフトウェアの復帰可能なスタートアップ状態として検定が現れるが無効になるか?
リカバリー	低電圧機能で直営機能又はその他の重要なユーチャーイングランクエス機能が利用できない 低電圧モードで支障をきたすリスクコントロール手段がないか? 低電圧モードで支障をきたすリスクコントロール手段がないか?	医療機器の可用性は安全性の問題か? フェールセーフ保護手段によって、不確実性記憶装置はどのような影響を受けるか? 直営機能が工場出荷時の設定に戻ることに直営機能で直営機能又はその他の重要なユーチャーイングランクエス機能が利用できない 低電圧モードから他のソフトウェアの復帰可能なスタートアップ状態として検定が現れるが無効になるか?
電源モード	ユーザーインターフェースソフトウェアプロセスが最新の情報を取得しない、 ロセスが新しい情報を取得しない、 ユーザーインターフェースソフトウェアプロセスは最新の情報を取得しない、 ロセスが新しい情報を取得しない、	直営時間は安全性の問題か? 機器が利用できない 電源投入時に不確実性故障一対応方が現れない、 重要設定が工場出荷時の設定に戻ることに直営機能で直営機能又はその他の重要なユーチャーイングランクエス機能が利用できない 低電圧モードで支障をきたすリスクコントロール手段がないか? 低電圧モードで支障をきたすリスクコントロール手段がないか?
<b>重要なユーザーコントロール機能／ユーザビリティ</b>		
調整／ナビゲーション／選択	使用者が範囲外の操作を入力する。 使用者が、範囲内だが意图しない数値を入力する。 過剰な開閉が隠れている。 外科用手袋をして操作するたとえスクリーン上の指標が機能しない、	直営時間は安全性の問題か? 最も確実な場合、使用者には通知されるか? パラメータ調整、変更に二段階の操作を必要とすべきか? 使用者に確認を促すべきか? ソフトウェアは妥当性確認のためにデータ入力をチェックしているか? 非常に重要な入力又はエラー取消しの確認に、監督者のログインを必要とするか? 使用者は、安全関連機能にアクセスするためには何層のレイヤーをナビゲートしなければならないか? すべての自動前面切換えを評価したか? 色覚異常のある操作者はエラーメッセージをどのように解釈するか?
アクセス性	一層のタイプの色覚異常を考慮せずに色を表示する。	ユーザーインターフェース設置の条件で等性が発生するか? ユーザーインターフェース設置の開発時にハードウェアが発行する
画面切換	「切り替わる」	すべてのハードウェア故障が使用者に報告されているか?
ユーザーインターフェース設置	「表示されるか?」	ハードウェア故障は、电源投入時、各処理又はセッションの前、若しくは秒当たり一回などの状態で医療機器の使用が継続される。電源投入後にハードウェア故障が発生する電源投入時にソフトウェアはハードウェア故

表B.1 – ソフトウェア機能領域による原因の例（続き）

		ハザード原因の例	確認事項
自動洗浄	隙しかチックしない	不適切なキャリブレーションの検出 すべての液体「ゲート」のチェックを最初に行わざ、また治療中に確認してチェックすることもしない。	すべてのアーサーションを定期的に確実的に行証しているか？
	使用者が液体又は消毒液のプロセスを途中で止める	安全状態が定義されていない、多くのシャットダウンバスのうちのひとつが割り込みを無効にしない 生命維持機能のバックアップがない	位置や安全なシャットダウンシーケンスの遅延の影響を含め、検査結果の定期及び分析を徹底して行った外？ ソフトウェアは「機能制限」モードをサポートし使用者に通知を発することができるか？
モニタリング		監視用ソフトウェアの共通モードエラー、誤合状態が誤った判断結果を招く	治療機器と治瘧器用ソフトウェアは個別に開発されたか？ この判断ポイントに関して、ソフトウェア設計は誤合状態が発生する可能性を排除又は最小化しているか？
判断		監視システムがサブシステムが処理中、医療機器側がアクティベート化されたパラメータをネットワーク経由でシステムに送信する	監視システムは監視サブシステムのアクションを認識しているか？ 非アクティベート化されたパラメータは使用者又はネットワーク接続されたシステムにどのように伝達されるか？
表示		表示された操作が必要されていないが使用者はそれに操作する	「固まつた」表示をどうやって使用者に気付かせるのか？ 映像の「コントロリスト」はブリエンブーションの前に保存されるか？
計測		データ取扱タイミング又はサンプリングレートの誤り	信号の測定内容に対してサンプリングレートは適切か？ 計測値がソフトウェアレイヤーを通して一貫した単位で格納されているか？
インターフェース		機能はマイクロリトル単位で数値を受け渡すか、ドライバはミリットル単位での数値を求めている 引数の受渡し不良	各ソフトウェア機能は受け渡された引数を検証しているか？ ソフトウェア言語は、より堅牢なタイプのチェックをサポートしているか？ ソフトウェアは、数値に関してソフトウェアバッケージを通して一貫した単位で設計されているか？ 引数は優先度の高い処理レイヤーで修正されるか？

ネットワーク	ソフトウェアがホストコンピュータの応答を得つ無限ループに入る ネットワーク上の複数の医療機器に同一の「名前」が与えられ、データ損失につながる ネットワークデータの処理がCPUサイクルを絶占し、安全性又は適切な使用の機能のためのリソースが不足する か？	ソフトウェアはどのような物理ネットワーク接続状態にも耐えられるように設計されているか？ リモート端末は、コマンド又はデータを繰返し送信することとシステム性能を下げる事ができるか？ 医療機器はネットワーク名が既に使用されているか？データが不正する か？
--------	--	--

表B.1 - ソフトウェア機能領域による原因の例（続き）

ソフトウェア機能領域		ハザード原因の例	確認事項
データ	システムが誤った患者の識別アクセスした システムが他のデータを誤ったアーカイブに 格納する	システムが誤った患者の識別アクセスしてそれが はつきり分かるか？ データが誤つている患者の重大性 臨床家が認識しておらず危険性はそれほど 高いか？ データを運用する前に確認をどのように 行なうか？ 操作手順書で行なうのでなく使用の 都度行うことはどうですか？	駆逐を目的にどのようにレポートを 使用するか？ データを誤つたシーケンスの中、又は単位なし て特定する
レポート	システムレベルの品質又はSOPの悪影響によ るデータ収集	データを運用する前に確認をどのように 行なうか？ 操作手順書で行なうのでなく使用の 都度行うことはどうですか？	データを誤つたアーカイブと 同じレポートを提出するか？
データベース	アーチファクト検出の表示によつて、 アイ上の不全取締表示が阻止され 計算精度エラーによって、動作が不正確なる アルゴリズムが誤つて、結果として使用又は表示さ れる	警報表示の階層構造を徹底的にレビューし、また臨床スタッフと共にレビューを行 ったか？ 十分な精度を確保するためには何が ようにコードは書かれているか？ 診断中アラートーションプロセスが適 切なタイミングでロックアウトされる か？ 自動化された予防保全 エンターフェースと診断が適切なタイミングに 連携するか？	どの程度を算定が求められるか？ 診断中にアラートーションプロセスが適 切なタイミングでロックアウトされる か？ タイミングが直感的なサイクル中に診断が ロックアウトされるか？
診断	意図決定	アーチファクト検出の表示によつて、 アイ上の不全取締表示が阻止され 計算精度エラーによって、動作が不正確なる アルゴリズムが誤つて、結果として使用又は表示さ れる	警報表示の階層構造を徹底的にレビューし、また臨床スタッフと共にレビューを行 ったか？ 十分な精度を確保するためには何が ようにコードは書かれているか？ 診断中アラートーションプロセスが適 切なタイミングでロックアウトされる か？ タイミングが直感的なサイクル中に診断が ロックアウトされるか？
セキュリティ	重要なコンフィギュレーションデータ はデータへのアクセスの保護がなく、又は不 十分	使用者によって変更されるべきでない監 禁なデータはどのようにして変更に監 禁するか？ 操作者に対して操作の前にログインする ことを要求すべきか？	監禁基準は必要か？ 患者が誤って医療機器を操作するおそれ はないか？ リモートで許可すべきものは何か？ リモートインターフェースはネットワークを保護 して被されるデータ及びコマンドからの侵 襲があることとが望ましいか、そぞだすればそ の理由は？
機械アクセス	治療又は機器操作のコントロールへのアッセ スの保護がない、又は不十分	操作者に対する操作の前にログインする ことを要求すべきか？	
インターフェースアクセス	通信インターフェースはネットワークを保護 しない、又は不十分		

表B.1 - ソフトウェア機能領域による原因の例（続き）

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
性能	<p>ピーグ負荷時に重要タイミングが影響を受けます。</p> <p>ピーグ負荷下でインバント及びアウトポートノードが失われるか又は影響を受けるか？</p> <p>重要な機能性及びシステムインパクト手段をこれらのリストに含め、実験したか？</p> <p>ピーグシステム負荷下でモーター制御が影響を受ける。</p> <p>ピーグ負荷下でランサクション/インバントノードが失われる。あるいはそのノードが失われる。</p> <p>ピーグシステム負荷下でモーター制御が影響を受ける。</p> <p>ピーグ負荷時に重要タイミングが影響を受けます。</p> <p>ピーグ負荷下でインバントノードが失われるか又は影響を受けるか？</p> <p>重要な機能性及びアウトポートノードが失われるか又は影響を受けるか？</p> <p>ピーグシステム負荷下でモーター制御が影響を受ける。</p>	<p>分析：静的／動的／タイミング</p> <p>検証タイプ：試験（単体、統合）</p> <p>検査</p>

表 B.1 に示した安全性に関するソフトウェア機能に適用するハザードの潜在的なソフトウェア原因に加え、故障が発生したソフトウェアに関係しないソフトウェア原因も数種類ある。ある種のソフトウェア欠陥がそのソフトウェアの安全性に関係する部分に対して予測できない影響を及ぼす可能性がある場合、その可能性を特定し、リスクコントロール戦略及び具体的なリスクコントロール手段を策定することが望ましい。

ハザードに対するそうした潜在的なソフトウェア原因の例、及びその例の場合に考慮すべきリスクコントロール手段を、表 B.2 に示す。必要な手順は、これらのタイプのソフトウェア原因を特定したり、それに応するリスクコントロール手段及びそのリスクコントロール手段の有効性を検証するには有效ではないことが多い。表の左側の欄に、それぞれの例に適切と思われる静的検証法又は動的検証法の種類に関する手引きを示している。表 B.3 には、静的検証及び動的検証法の例を挙げる。

表 B.2 - 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例

ソフトウェア原因	分析：静的／動的／タイミング	検証タイプ：試験（単体、統合）	検査
計算	リスクコントロール手段		
ゼロで割る	ランタイムエラー・トラップ、防禦的コードイング	♦ ♦ D	D
数値のオーバーフロー／アンダーフロー	範囲チェック、浮動小数点データ表現	♦ ♦ D	
浮動小数点四捨五入	堅牢なアルゴリズム	♦	
不適切な範囲／境界チェック	防禦的コードイング	♦ ♦ S	
オフバイワン (OBO)	防禦的コードイング	♦ ♦	

表 B.2 - 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例（続き）

ソフトウェア原因	分析：静的／動的／タイミング	検証タイプ：試験（単体、統合）	検査
EEPROM更新	特殊アクセスモード（ページ／ページモード）の使用、データ変更	♦	T
CPU／ハードウェア故障	電源不供給下でインバント及びアウトポートノードの動作確認失敗時のみ書き込み	リスクコントロール手段	
EEPROM使用：長いアクセス時間、遅延書き込み	特殊アクセスモード（ページ／ページモード）の使用、データ変更	リスクコントロール手段	
ノイズ	デジタル入力のデバウンス、アナログ入力のゲートルーディング、すべての割り込み（使用／不使用）に割り込み処理ルーチン (ISR) を付与せよ	ADC/DACの起動に遅延を持たせよ、タスクが他のインターフェース要求に対する応答に常に満足されるかを確認、合理性チェック	♦ T
周辺インターフェース異常	ADC/DACの起動に遅延を持たせよ、タスクが他のインターフェース要求に対する応答に常に満足されるかを確認、合理性チェック	ADC/DACの起動に遅延を持たせよ、タスクが他のインターフェース要求に対する応答に常に満足されるかを確認、合理性チェック	♦ T
タイミング	変更箇所に必ずリソースを割り当て、複数のリソースへ同一の割り当てで介入不可能なプロセッサを実装する、共用リソース分析を実施する	S	T
競合状態	時間チャネル間の競合に対する、適切ないアルティム設計アルゴリズム、優先順位設定アルゴリズムを削除する、非決定性タイミング問題を回避する、完成したコードにおけるすべてのタイミング問題を削除する		T
時間チャネル	時間チャネル間の競合に対する、適切ないアルティム設計アルゴリズム、優先順位設定アルゴリズムを削除する、完成したコードにおけるすべてのタイミング問題を削除する		T
開け込みの見通し	シングル割り込みアーキテクチャ（優先順位レベル数は最小限に）、割り込み回数を回避する、適切なアルティム設計		T
出力における過度のシグナル	ISRsを短く速く、割り込みの無効化は頻繁に行われる期間も短くする、適切なアルティム設計		T
ウオッシュドッグタイムアウト	ISRsを短く速く、割り込みの無効化は頻繁に行われる期間も短くする、適切なアルティム設計		T
モーディング	出口ドライブ、ランタイムエラーラップ、適切なデータチェック		D
異常終了	イマジング、すべてのプログラム入りについての妥当性確認、電源投入時セレーティス、コード及びその他の非生成機能をリリース前にプログラムから削除する、使って「特殊」モード（オペレーティング・システム）に切り替えることを実行する		
電源喪失／復帰／シーケンシングの問題	電源喪失／復帰／シーケンシングの問題		
起動／シャットダウンの異常	電源投げチェック、周辺機器及びデータの適切な初期化、適切なリセット回数の選択		T
低電圧モードの入り切	適切な割り込み設計		T

表 B.2 – 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例（続き）

検証 タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング		検証 タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング	
	試験 (単体、組合)	検査		試験 (単体、組合)	検査
ソフトウェア原因			ソフトウェア原因		リスクコントロール手段
データ問題			その他の		
データ破損	S		メモリリーク	メモリの動作割り当てを避ける。	♦ ♦ D
データ構造	S		システムディックロック	シンプルなロックストラテジー (プロセスは一定時間に一つのリソースしかロックできない)、トドロック分析	S
データ構造をシングルに保つ、コンパイラによる構造でのデータの整理方法を承認している、キヤストを避ける (後述の「誤ったデータ」と及び「中間データ」も参照)。			再入可能性	割り込み (これは様々な優先度の複数のタスク) から呼び出されるサブルーチンのライブリを含むすべての機能が中断可能に成るか見てることを確認する。	D
リソース競合問題			共有リソース分析 (上述の「健全化法」も参照)		
跳つたボインタ	S		防衛的コードイング - 参照範囲外の妥当性確認 (範囲外へのキャストを許さない)	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
データ変換エラー・タイプキャスティング、スケーリング	S		論理エラー/構文	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
跳つた初期化	S		無限ループ	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
平均データが範囲外	S		コード実現	重要な制御ポイントにおけるコードのペースト及びクロスチェック	
ローラー	S		コードコード	ループカウンタ、ルータイムアウト、オーバーフロー/オーバーフロー/オーバーフロー/オーバーフロー	♦ ♦
相乗効果データ	S		削除されない場合は、データ又はデータ内又はハッシューシフトを発生するか又は安全なデータを削除する	削除されない場合は、データ又はデータ内又はハッシューシフトを発生するか又は安全なデータを削除する	D
意図しないエイリアシング	S		意図しないバグの影響	データが壊れたり、データが正常に動作しない	S
中間データの使用	S		リソース枯渇	リソース枯渇、ヒート、及びタイミングの分析	T
注記: 計算に対して割り込みや優先処理が発生する、共有リソース分析			誤った警報/警告復元操作 (付けてあるべきドクトルなど)	ソースコード分析	
が発生する可能性がある場合は、データが手動で更新されるデータが手動で同時に更新されることを確認する。			許可されていない機能 ('金ロック'、'ハックドクトル'など)	要件分析及設計のレビュー、トレースマトリックス	
人因: 慎地用			オペレーション/構造変更/機能削除	'フレッドグラム'、トラッキングからの呼び出し	
ネットワーク問題 (例: マルチユーザー)			安全状態	独立モニタ	
インターネット問題					
ディスプレイが更新されない					
人的要因: 慎地用					
ネットワーク問題 (例: マルチユーザー)					
ハードウェア/ソフトウェア/機器					
バッファ/更新の不良					
ウイルス					
プラグサヒューブの不適合					

リスクコントロール手段を確実に意図したとおりに動作させる方法は多くあり、その一部はより資源集約的である。しかし、そのどれをとっても單純では十分とは言えない。いくつかを表 B.3 に示す。

表 B.2 – 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例 (続き)

検証 タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング		検証 タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング	
	試験 (単体、組合)	検査		試験 (単体、組合)	検査
ソフトウェア原因			ソフトウェア原因		リスクコントロール手段
データ問題			その他の		
データ破損	S		メモリリーク	メモリの動作割り当てを避ける。	♦ ♦ D
データ構造	S		システムディックロック	シンプルなロックストラテジー (プロセスは一定時間に一つのリソースしかロックできない)、トドロック分析	S
データ構造をシングルに保つ、コンパイラによる構造でのデータの整理方法を承認している、キヤストを避ける (後述の「誤ったデータ」と及び「中間データ」も参照)。			再入可能性	割り込み (これは様々な優先度の複数のタスク) から呼び出されるサブルーチンのライブリを含むすべての機能が中断可能に成るか見てることを確認する。	D
リソース競合問題			共有リソース分析 (上述の「健全化法」も参照)		
跳つたボインタ	S		防衛的コードイング - 参照範囲外の妥当性確認 (範囲外へのキャストを許さない)	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
データ変換エラー・タイプキャスティング、スケーリング	S		論理エラー/構文	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
跳つた初期化	S		無限ループ	ソースコード分析ツール (Lintなど) 及び 安全性シナリオ警告レベル	S
平均データが範囲外	S		コード実現	重要な制御ポイントにおけるコードのペースト及びクロスチェック	
ローラー	S		コードコード	ループカウンタ、ルータイムアウト、オーバーフロー/オーバーフロー/オーバーフロー/オーバーフロー	♦ ♦
相乗効果データ	S		削除されない場合は、データ又はデータ内又はハッシューシフトを発生するか又は安全なデータを削除する	削除されない場合は、データ又はデータ内又はハッシューシフトを発生するか又は安全なデータを削除する	D
意図しないエイリアシング	S		意図しないバグの影響	データが壊れたり、データが正常に動作しない	S
中間データの使用	S		リソース枯渇	リソース枯渇、ヒート、及びタイミングの分析	T
注記: 計算に対して割り込みや優先処理が発生する、共有リソース分析			誤った警報/警告復元操作 (付けてあるべきドクトルなど)	ソースコード分析	
が発生する可能性がある場合は、データが手動で更新されるデータが手動で同時に更新されることを確認する。			許可されていない機能 ('金ロック'、'ハックドクトル'など)	要件分析及設計のレビュー、トレースマトリックス	
人因: 慎地用			オペレーション/構造変更/機能削除	'フレッドグラム'、トラッキングからの呼び出し	
ネットワーク問題 (例: マルチユーザー)			安全状態	独立モニタ	
インターネット問題					
ディスプレイが更新されない					
人的要因: 慎地用					
ネットワーク問題 (例: マルチユーザー)					
ハードウェア/ソフトウェア/機器					
バッファ/更新の不良					
ウイルス					
プラグサヒューブの不適合					

静的解析	動的評験	モデリング
ヴァーカスルーレ	機能試験	感覚モデリング
デザインレビュー	タイミング試験、メモリ試験	タイミングシミュレーション
スニーケ回路解析	境界值解析	ケースワークフロー、ユーザワークフローの使用
	性能試験	
	ストレス試験	
	検定	
	エラー推定	
	レッドに基づく試験	
	使用に基づく試験	
	クラスタ試験	

安全性に關係するソフトウェアが十分な範囲の条件のもとで試験されるようになるには、要求仕様に基づく試験に集中するのではなく、様々な種類の試験（ストレス試験、複雑試験、タイミング試験、電源異常試験、故障試験、SOUP故障試験など）を組み合わせることが望ましい。

附屬書C  
(参考情報)

潜在的なソフトウェア関連の落とし穴

表 C.1 にリスクマネジメント活動 (ISO 14971:2007 の各箇条による) 時、及びソフトウェア開発の落とし穴を示す。  
IEC 62304:2006 の各箇条による) 中に回避すべき潜在的なソフトウェア開発の落とし穴を示す。

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア開発の落とし穴

ISO 14971:2007 篇条 4 : リスク分析
- 非現実的な低い確率推定値をソフトウェア故障に適用し、非現実的なリスク削減、ひいては不適切なリスクコントロール手段を招く。
- (初期開発中又はメンテナンスの一環としてリリース後に) 新しいハザード及びハザード状態又は原因が医療機器に追加されたか、あるいは既存のリスクコントロール手段が損なわれたかを判断するためのリスク分析を実行せず、あるいはソフトウェア機能を追加する。
- 医療機器リスク分析プロセスはシステム及びハードウェアの構成面だけを定めるものであり、ソフトウェアの分析プロセスはシステムとの関係性を取扱うものでなければ、ハザード及びハザード状態の潜在的原因としてのソフトウェア異常に個別の強制を要求するものでもない。
- リスク分析及びソフトウェア開発ライフサイクル手順の旅格度は、医療機器の潜在的危害に比例するものではない。
ISO 14971:2007 細分箇条 4.1 リスク分析プロセス
- リスク分析プロセスは、システムレベル及びハードウェアレベルの側面だけを規定したものである。- ユーザーについては、ハードウェア設計のリスクコントロール手段を実装している場合にだけ対応する。
- リスク分析及びソフトウェア開発ライフサイクル手順の旅格度は、医療機器の潜在的危害に比例するものではない。
- ソフトウェアは、製品開発ライフサイクルの後ろの段階においてのみリスク分析の一環として考慮される。
ISO 14971:2007 細分箇条 4.2 意図する使用的特徴 (Subclause 4.2 INTENDED USE identification)
- ユーザー環境／潜在的リスクをユーザシステムプラットフォームのサブセットのみを考慮する。
- プラットフォーム記述文はセキュリティ若しくはその他のSOPバッチの必要性を考慮しない。
- 潜在的なハザードの原因となる誤使用及びユーザーエラーについて十分に検討せず、したがって対応するリスクコントロール手段が特定されない。
ISO 14971:2007 細分箇条 4.3 ハザードの特定
- 十分なリスクマネジメントとして、FMEA又はFTA手法だけで事足りるかのように使用する。
- FMEA又はFTAを、ハードウェア及びソフトウェアから切り離して実行する。
- 次のようなハザード及びクラス全体を無視する。
- 予測不能な影響を持つソフトウェアエラー
- ハードウェア故障のリスクコントロール手段として使用するソフトウェア論理のエラー
- 医療機器の意図する臨床目的のためのソフトウェアエラー（結果計算のためのアルゴリズムなど）
- ソフトウェアプラットフォームの故障—オペレーティングシステム、ライブラリ、SOP
- コンピュータのコンボネット及び周辺機器の故障
- 通信インターフェースの故障
- 人的要因

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア関連の落とし穴（続き）

<p>次のような仮定に基づいて原因特定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアの異常は特定のコンボーネントの機能性に影響を及ぼすだけで、他のコードやデータには悪影響を及ぼさない。</li> <li>・ソフトウェアは適切に動作する。</li> <li>・潜在的なソフトウェア故障の原因是、その特定、検出、リスクコントロールを行うには数が多過ぎて予測不能である。</li> <li>・リスクコントロール手段は、ハザード状態を引き起こすソフトウェアイベントシーケンスの最初と最後にだけ実施すればよい。</li> </ul>	<p><b>ISO 14971:2007 節条 9 生産後情報 (Clause 9 POST-PRODUCTION information)</b></p> <p>一追加的リスクコントロール手段の導入が考えられる状況で、使用上の誤りによる潜在的に危険な現場でのインベンツを無視する道を、現場情報の評価で改めることなく、正確なものと決め込む。</p> <p>一確率又は重大性の初期推定値を、現場情報の評価で改めることなく、正確なものになり得る。</p> <p>一医療機器が、実装したリスクコントロール手段が不十分なものになり得る。</p> <p>一医療機器が、公衆血液供給のスクリーニングに使用されるようになっている。</p>
<p><b>ISO 14971:2007 節条 4.4 リスク推定 (Subclause 4.4 Estimation of RISK)</b></p> <p>一單一故障状態のコンセプトがソフトウェアの体系的設計の問題及びイベントシーケンスに適用されると決め込む。</p> <p>一徹底的なものではなく、潜在的な故障の発生率によって、特定の故障の確率をゼロに近づけると決め込む。</p> <p>一徹底的なものではなく、機能性に基づいて、あるソフトウェアアイテムを「安全性」に關係するものではないと決め込む。</p> <p>一ハザードのすべての潜在的な使用者及び母集団に対する影響について、十分な臨床上の知識もなく、また十分な知識を持つ専門家を問わずせずに（人的要因）、重大性を決める。</p> <p>一臨床家が故障又は誤った情報を医療機器に反映する可能性を「低い重大性」を割り当てる。</p> <p>一すべての使用者が医療機器のラベル表示やマニフェストに警告に従う、又は不用意な誤りを起こさない場合、どういう前提に基づき、重大性を割り当てる。</p> <p>一あるハザードについて計画した一部のリスクコントロール手段を、初期重大性の割り当ての一環として想定する。この想定が誤っている場合、低い初期重大性を割り当たときに、後でリスクコントロールが不十分であることが明らかになると可能性能がある。</p> <p>一ソフトウェアが誤っている情報の問題的使用、处置の遅れ、並びに医療機器の有効性及び基本性能を考慮せずに、直接患者に及ぶ危険性だけに基づいて、重大性を特定する。</p> <p>一臨床家は常にソフトウェアが提供する情報をクロスチェックする、又は誤った情報を気付く、という前提に基づき、潜在的なソフトウェア異常をハザードの蓄積因子として実装しない。</p>	<p><b>IEC 62304:2006 節条 5.4 ソフトウェアの詳細設計 (Software detailed design)</b></p> <p>一ソフトウェア計画／ライフサイクルプロセスでリスクマネジメント活動が確立されていない。</p> <p>一ソフトウェアリスクマネジメント活動が、医療機器リスクマネジメント活動に組み付けられていない。</p> <p>一ソフトウェアリスクマネジメントがライフサイクル内ひどい段階でのみ行われる。</p> <p>一ソフトウェアの開発者及び試験者が、リスクマネジメントの教育を受けなければならない。</p> <p>一一般的なリスクマネジメント活動でソフトウェアのリスクマネジメントをカバーできると決め込む。</p> <p>一ソフトウェアリスクが既存正しく管理されない。</p> <p>一安全性に関する決定のトレーサビリティが確立されていない。</p>
<p><b>ISO 14971:2007 節条 5.5 ソフトウェア開発計画 (Subclause 5.1 Software development planning)</b></p> <p>一ソフトウェア計画／ライフザイクルプロセスでリスクマネジメント活動が確立されていない。</p> <p>一ソフトウェアリスクマネジメント活動が、医療機器リスクマネジメント活動に組み付けられていない。</p> <p>一ソフトウェアリスクマネジメントがライフザイクル内ひどい段階でのみ行われる。</p> <p>一ソフトウェアの開発者及び試験者が、リスクマネジメントの教育を受けなければならない。</p> <p>一一般的なリスクマネジメント活動でソフトウェアのリスクマネジメントをカバーできると決め込む。</p> <p>一ソフトウェアリスクが既存正しく管理されない。</p> <p>一安全性に関する決定のトレーサビリティが確立されていない。</p>	<p><b>IEC 62304:2006 節条 5.5 ソフトウェア開発計画 (Subclause 5.1 Software development planning)</b></p> <p>一ソフトウェア計画／ライフザイクルプロセス及びコンポーネント及びリスクコントロールを考慮せずに、本質安全設計によるリスクコントロール手段を変更しない。</p> <p>一試験をすることによって効果のないアーキテクチャを十分に安全なものにできる、と決め込む。</p> <p>一アーキテクチャの安全性に関する部分を除外せず、これらのアーキテクチャ要素が後で変更又は削除されたときに未知の安全性リスクを抱く。</p>
<p><b>ISO 14971:2007 節条 5.6 ソフトウェアの詳細設計 (Software detailed design)</b></p> <p>一正常ケースの取扱いにのみ重点を当て、インターフェース及びコンポーネント間でやりとりされる一括細設計が正しいとされる前提に基づき、複数レベルのエラーコード及びハザードコードを強くおそれのある潜在的ソフトウェア故障及びそれに関連するリスクコントロール手段の特定を検討しない。</p> <p>一未然な開発者を重要コードの開発に携わらせる。</p> <p>一特定の防御的プログラミングの定石を規定して要求することをしない。</p> <p>一特に重要なコンポーネントについて、コード検査又は階級コード分析を行うことなく、もっぱら動的試験に依存する。</p> <p>一一般性要求事項のリスクマネジメントとの関連性を理解せざる設計から逸脱する。</p> <p>一重要なコンポーネントに対するユニット試験を、回路試験の一環として繰り返さず、開発の早期段階で一度しか実行しない。</p> <p>一試験の焦点をもっぱら動的な、ブラックボックスの、システムレベルの手法に当て、静及び動的なホワイトボックス検証を実施しない。</p>	
<p><b>ISO 14971:2007 節条 6.3 リスクコントロール手段の実装 (Subclause 6.3 Implementation of RISK CONTROL measures)</b></p> <p>一リスクコントロール手段は、通常状態又は限定期態の下で検証するが、広範な異常状態及びストレステーションの下では検証しない。</p> <p>一リスクコントロール手段の実装に使用するコンボーネント又はロケーションにあり、ハザードをもたらす悪影響の潜在性が高くなっている。</p> <p>一リスクコントロール手段がひとつの動作プラットフォーム又はプログラム形態でのみ検証される。</p> <p>一一部のリスクコントロール手段が、現象（例：メモリ故障、データ破損、スタックオーバーフロー）を発生させることが困難であるために、実際に実証されない。</p> <p>一開発時に安全に開かれる異常がすべて見つかり、試験を実施することによって現場での適切な動作が保証される、と決め付ける。</p> <p>一ソフトウェア設計の複雑性を大幅に高めるリスクコントロール手段を実装する。この複雑性により、異なるソフトウェア異常の可能性が高まる、又は新しいハザードを招く。</p>	

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア関連の落とし穴（続き）

**附屬書 D**  
(参考情報)

**ライフサイクル／リスクマネジメント表**

表 D.1 に、IEC62304:2006の開発活動及び関連するソフトウェアリスクマネジメント活動を掲げる。なお、この表は、厳密な順序で流れるライフケイクルを表すことを意図したものではない。

表 D.1 - ライフケイクル／リスクマネジメント表

IEC 62304:2006 ライフサイクル要求事項	ISO 14971:2007		
	4 リスク分析	5 リスク評価	6 リスクコントロール
5.1 ソフトウェア開発プロセス			
リスクマネジメント計画 (ISO14971:2007の細分箇条 3.4)			
計画及び文書：	a) 計画及びリスクメント活動の適用範囲。計画の各要素を適用する医療機器及びライフィサイクル段階を明確に記載する。 b) 責任及び権限の割り当て c) リスクマネジメント活動のレビューに関する標準や基準 d) 製造業者の許容リスク決定方針に基づいたリスク評価の基準。危害の発生確率が確定不能の場合のリスク許容基準を含む。 e) 検証活動 f) 関係する生産／生産後情報の取扱い並びに関係する活動		
IEC 62304:2006 細分箇条 5.8 ソフトウェアリリース (Subclause 5.8 Software release)			
一リースした文書のバージョンとリリースしたソフトウェアが一致せず、開発組織、チームが将来のバージョンのリリースについて誤解する可能性がある。不正確な文書記録及びリリース履歴は、リンクの喪失、ひいてはリスクコントロール手段の見落とし、又は安全関連ソフトウェアの不十分な検証に至るおそれがある。			
一残留異常の評価において、臨床知識を十分にに基づいての潜在的な悪影響を判断するための完全な根本原因分析ではなく、機能的な状況だけに基づいて評価する。			
一コードベース、バージョンのSOPバージョンは故障の調査及び現地での修正作業に使用できなくなるという事実を見落としている。			
一特定のツール又はツールのバージョンがアーカイブされなければならないため（コンパイラなど）、特定のソフトウェアバージョンを作ることができない。			
一医療機器の寿命よりも長いと思われる。製造業者が古いアーカイブを新しいものに変換するときには、古いアーカイブを新しいメディアに移すためのデータ移動バスを計画するのが望ましい。			
IEC 62304:2006 細分箇条 6.1 ソフトウェアシステム計画の確立 (Subclause 6.1 Establish software maintenance plan)			
一変更のリスクマネジメントに対して明確なアプローチを持たないメンテナンスプロセスを確立する。	・ハザード特定のため、監視する ・ハザード並びに適用する ・ハザードの削除が、必要な場合を判断する。	・特定したリスクについてリスクの削除が、必要な場合を判断する。	・特定したリスク（例：ハードウェア故障やユーザーエラーによる誤操作）についてリスクコントロール手段を制定する。
一変更の意図する機能性の変更を検査し、影響を受けるコンポーネント及びそれに関連するリスクは対象としない変更のリスクマネジメントを確立する。	・監視する ・監査する ・監査する ・監査する ・監査する ・監査する	・ソフトウェアのリスクコントロール手段だけでは十分か、又はハードウェアリスクコントロール手段が必要とする場合のハザード及ぼす影響から、既知のハザードと監査するその他のあらゆる者との関係から、既知のハザードと監査する	・設計時に影響を及ぼしうるソフトウェア部品に対するソリューションを確立する（例：本質安全設計又は保護手段） ・本質安全設計又は保護手段はハザード状態の低減、並びにハザード状態の抑制のためソリューションを確立する。 ・柔軟性の向上、直感性の低減、新規性の発見のためソリューションを確立する。
IEC 62304:2006 細分箇条 6.2-6.3 問題と修正の分析及び実施 (Subclauses 6.2-6.3 Problem and modification analysis and implementation)			
一機能上の小さな変更が安全性に影響を及ぼすことはありえないといつて認め込む。	・設置及び組立て、教育、使用 ・アッパグレード、並びにメンテナンスなどの既存設備を考慮する。 ・ハザード状態をよくおそれのあるハザードを評定する。	・ハザード状態をよくおそれあるハザードを評定する。	・新しいハザードについてリスクコントロール手段をレビューする。
一既存のリスクコントロール手段及びユーザーインターフェースの適切性を再調査することなく、医療機器の使用を新しい対象医集団、新しい疾患の兆候、新しいタイプの使用者（例：外科医ではなく看護師）、又は新しいプラットフォームに拡大する。			
一問題解決リソースの優先度を、根本原因及び潜在的な悪影響を見極めることなく、報告された現地問題の現象に基づいて設定する。			
一非臨床目的で設計されたソフトウェア（例：請求書作成）に、後に適切なリスクマネジメントを経ることなく臨床目的で配給される臨床データが含まれている。			
4.3 ソフトウェア安全クラス分類 (IEC62304要求事項)			

表 D.1 - ライフサイクル/リスクマネジメント表（続き）

活動	リスク分析	リスク評価	リスクコントロール
5.3 ソフトウェア開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要なデータ及びコンポーネント並びにハードを組くおそれのある欠陥のクラスを特定する。ソフトウェアが因に特徴する。</li> <li>安全性に關係しない機能性によって影響を受けるコントロール手段を特定する。</li> <li>・インテラフェースを特定する：</li> <li>通信の内容及び制限を評価する。</li> <li>・性能の基礎及び制限を評価する。</li> </ul> <p>-4.3 ソフトウェア安全クラス分類（IEC62304要求事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの現状からソフトウェアに割り当てられた深刻度の許容性を再評価する。</li> <li>・安全性に關係しない機能性によって影響を受けるコントロール手段を特定する。</li> <li>・適切な瓦版性を与えることに特に注意を払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要コンボーネントを隔離し、ハサードを小さくおそれのないデータ及びコンポーネントを特定する。</li> <li>・検出するためのアーキテクチャ上のリスクコントロール手段を特定する。</li> <li>・適切な瓦版性を与えることに特に注意を払う。</li> </ul>
5.4 ソフトウェア詳細設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハサードの初期的な潜在的要因を特定する。</li> <li>・データ、コーディング、及び伝送のエラー想定を想定する。</li> <li>・ハードウェア故障を想定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクコントロール手段の選出を再評価する。</li> <li>・安全性に關係するコードの区別を定める。</li> <li>・リスクコントロール手段が確実に実現可能か、コード依存性の問題が存在する。</li> <li>・トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。</li> <li>・詳細不明の機能が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更機能向上、及び修復の場合はリスクマネジメントの実行方法、並びにリスクコントロールの妥当性及び追加的リスク管理の機会を評価する。</li> <li>・追加的なリスクコントロール手段の必要性又は既存手段の修正の必要性を特定する。</li> </ul>
5.5 ハードウェア実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハサードの初期的な潜在的要因を特定する。</li> <li>・同様のハードの実装について各組織の失敗を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコントロール手段の妥当性を、他の条件下では既存の監査において異なる代表的な使用者で試験することによって再評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存プロセスと同様のようなら既存の影響への影響。</li> <li>・既存のリスクコントロール手段への影響</li> <li>・新しいハサードを早く認図する使用の新しい機能性の導入</li> <li>・安全問題コードの監査試験</li> </ul> <p>・IEC62304:2006の細分箇条 5.8 に従ったソフトウェアのリース</p>
5.6 ソフトウェアの統合及び総合試験			<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終リースの前にリスクコントロール手段の回帰試験を行う。</li> <li>・リスクコントロール手段が確実に実装され、試験されるように、トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。</li> </ul>